

令和 3 年度以降の庁議について

1 「前橋市庁議等設置規程」の改正

(1) 主な改正点

- ① 令和 3 年 4 月 1 日付組織機構改革の反映
- ② 新型コロナウイルス感染症対策に伴う出席者の削減
 - ・ 課長級の必須出席者を、秘書広報課長及び政策推進課長のみとします。なお、付議事案に係る課長等については、これまでと同様、必要に応じて庁議等に出席することができます。
- ③ 庁議結果の市民公表を規定
 - ・ これまでは運用の一環として庁議結果をホームページ等で公表していましたが、運用の実態に即するよう規定を設けます。
- ④ 庁議、経営会議、調整会議の権能の整理
 - ・ 経営会議を廃止します。
 - ・ 調整会議の主宰者について、「政策部長」を「未来創造部を所管する副市長」に改めます。

(2) 意思決定の流れ

別紙のとおり

2 ペーパーレス庁議の推進

(1) 目的

会議等のペーパーレス化については、印刷経費の節減や職員の事務効率化に繋がるだけでなく、パソコン等のモニターで資料をカラー表示することで、より視認性の高い、読みやすい資料を会議等で使用することが可能となります。

庁議におけるペーパーレス化も継続的に検討してきており、本市の最高意思決定機関である庁議において段階的にペーパーレス化を進めることで、全庁的なペーパーレス化に向けた機運の醸成を目指します。

(2) ペーパーレス化の方法

庁議室に設置してある大型モニターに資料を投影します。

(3) ペーパーレス化の対象

付議資料の体裁が以下の条件に該当する場合、ペーパーレス化の対象

とします。

- ・もともと PowerPoint で作成されている資料
- ・定例的な通知文やイベントの告知文、チラシ、ポスター
- ・その他、政策推進課が適当と認める資料

(4) 付議資料の取扱

これまで付議資料は、印刷物 60 部の提出をお願いしていましたが、提出部数を次のとおり変更します。

- ・ペーパーレス対象資料 : 提出不要
- ・ペーパーレス非対象資料 : 45部

3 電子庁議室

庁議出席者が Notes 上で意見交換を行えるよう、「電子庁議室」の運用を継続します。意見交換を行いたい案件がある場合は、政策推進課にご相談ください。

なお、今後の活用予定として、新年度早々に、伊勢崎市との連携強化を見据えて、本市が伊勢崎市と連携して取り組んでいる事業を網羅的に把握するための調査と情報交換を行う予定です。

【参考】

令和3年3月1日から4日までの間、Notes 上の「電子庁議室」において臨時電子庁議を開催し、以下の3つの案件について活発な意見交換が行われました。

[案件]

- (1) 第七次前橋市総合計画 2021 年度改訂版（案）について
- (2) 「SDGs 日本モデル」宣言への賛同について
- (3) カントリーサインのデザイン募集に係る受賞作品について